

電子調達サービスへの登録（入札参加資格の申請）

電子調達サービスとは

東京電子自治体共同運営による電子調達サービスとは、東京都内の市区町村の「入札情報の閲覧」「電子入札」「資格審査申請」をインターネットで行うことができるサービスです。

立川市だけではなく、都内の複数の市区町村に対しても登録が可能です。

立川市が発注する案件に参加を希望する方は、

事前に電子調達サービスの資格審査申請にて資格の登録が必要です。

注意事項

- この電子調達サービスは、東京都（財務局や水道局など）が発注する
東京都電子調達システムとは**別のもの**です。

対象案件

競争見積合せ

- 予定価格 10万円を超える、80万円以下の物品の買入れ

案件の公表

案件の公表は、原則として月曜日に公示（告示）により行います。

公表内容は、件名、概要、資格要件、予定価格、仕様書等です。

- 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス

電子調達トップ > 入札情報 > 発注案件情報

- 立川市ホームページ

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 案件公表

- 立川市役所財務部契約課窓口

予定価格

予定価格は、全ての競争案件で案件公表時に事前公表しています。

予定価格には特段の記載がない限り、消費税及び地方消費税を含んでいます。

希望申請

希望申請受付期間中に案件の告示（公示）をご覧いただき、
参加を希望する案件に電子調達サービスにより資格確認申請書を提出してください。

注意事項

- 市から指名や電話等での参加の呼びかけは行っておりませんので、定期的に案件の確認をお願いします。希望申請受付期間を過ぎた場合は、参加が一切できません。
- 案件に設定された営業種目の登録がない場合は参加できません。
- 関係会社（相互に資本的関係又は人的関係のある会社）が、同一案件に同時に参加することはできません。
- 希望申請の時点では資格を証明する書類などの添付・提出は求めておりません。開札後、事後審査として落札予定者にのみ資格を証明する書類などを提出していただきます。
- 希望申請後、案件の地域要件と事業者の所在地を確認した後に受理書を発行します。（自動発行ではありません）資格の確認に時間がかかりますのでご了承ください。
- 希望申請の際は、告示（公示）に記載された要件等をよくご確認ください。要件を満たさない場合などは市が当該業者の希望申請を取り下げることがあります。

資格確認結果通知書

市で参加資格を確認した後に、資格確認結果通知書を発行します。
資格確認結果通知書は、原則として申請した週の金曜日に発行します。

発注図書等の入手

発注図書（設計図書のこと。設計書、仕様書、図面など）等は、
電子調達サービスからダウンロードします。
発注図書及び仕様書は、案件公表時に全て添付しております。

注意事項

- 事前の現場説明や現場調査を実施していません。

質問回答

発注図書等の記載内容について質問がある場合は、
質問期限までにファックスを送信するか、
電子調達サービスにより質問の登録をしてください。

ファックスでの質問

指定様式の質問書で質問してください。

●立川市ホームページ

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札関係書式 > 入札関係書式 > 質問書

電子調達サービスでの質問

質問事項を添付資料に添付する場合、ワード又はエクセルにより作成するようお願いします。

注意事項

- 窓口や電話での質問は一切受け付けておりません。
- 参加事業者が特定されるような内容は入力しないでください。
- 担当課に直接問い合わせることは出来ません。
- 現場確認を行うことは出来ません。
- 質問への回答は質問期限終了後に1回だけ行います。回答への再質問は受け付けませんので、明確な回答をさせていただくためにも、具体的な質問をお願いします。

回答

ファックスまたは電子調達サービスにより回答します。

質問及び回答は見積合せ参加者全員に公開します。

参加者が特定されないようにするために、質問の一部を修正する場合があります。

入札書の提出

電子調達サービスにより、入札見積締切日時までに入札書を提出してください。

入札書の提出は時間に余裕を持って行ってください。

入札書には契約希望金額の消費税相当額を除いた額（税抜き額）を記載してください。（特段の記載がある案件は除く）

なお、事前公表している予定価格は税込み額となっておりますのでご注意ください

入札書の提出後、入札受理書が表示され、電子調達サービスの画面の「入札書欄」の表示が「提出済」になったことをご確認ください。

注意事項

- 一度提出した入札書の撤回や書き換えは一切できません。

無効

次のいずれかに該当する入札書は無効となります。

- 予定価格超過
- 錯誤
- 事後審査により、資格がないと認めたとき

辞退・不参加

入札を辞退する場合、電子調達サービスにより入札見積締切日時までに辞退届を提出してください。辞退理由は今後の参考いたしますので、必ずご記入ください。

辞退は開札まで認められていますが、入札書提出後は電子調達サービス上で辞退できない為、紙で辞退届を提出します。その場合は立川市契約課までご連絡ください。

入札見積締切日時までに入札書または辞退届を提出しなかった場合は不参加となります。

辞退及び不参加による不利益な扱いはありません。

落札予定者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積りをした者を落札予定者とします。

落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合には、電子調達サービスによりくじ引きを行います。

事後審査

開札後に資格要件を事後審査します。すべての参加業者に保留通知書を発送し、落札予定者にのみ事後審査のご連絡をいたします。

事後審査で落札予定者が資格要件を満たしていることを確認した後に落札者として決定し、電子調達サービスから決定通知書を送付します。

注意事項

事後審査提出書類は、ファックス着信後できるだけ速やかにご提出ください。

全ての案件で事後審査を行うため、落札者の確定に時間がかかります。

入札結果の公表

入札結果の公表は次の通り行っています。

- 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス

電子調達トップ > 入札情報 > 入札(見積)経過調書

- 立川市ホームページ

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札等経緯結果

- 立川市役所3階 市政情報コーナー(紙公表)

契約手続き

契約金額が30万円以下の場合は請書、30万円を超える場合は契約書が必要です。

請書

請書様式は、立川市ホームページからダウンロードの上、1部提出をお願いします。

- 立川市ホームページ

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札関係書式 > 契約関係書式(物品)

契約書

契約書様式は、決定した事業者に契約書類一式をお渡しします。お手数ですが、立川市役所2階財務部契約課までお受け取りにお越しください。

納税証明書

年度で初めての契約の際は、入手できる最新の法人都民税及び法人市民税の納税証明書(原本)の提出をしていただきます。

中止、不調

中止

案件公表後、次のいずれかに該当する場合は該当案件を中止とします。

- 希望申請締切時に参加者が2者未満のとき(再告示案件の場合、参加者がいないとき)
- 特別な事情により入札を執行することが困難と認められるとき
- 見積合せを公正に執行することができないと認められるとき

案件により、条件や仕様内容等を変更し、再告示(公示)することができます。

不調

開札後、落札者が決定しない場合は該当案件を不調とします。

案件により、条件や仕様内容等を変更し、再告示(公示)することができます。

お問い合わせ

電子調達サービス マニュアル

システムに関する操作及び手続きの詳細については、電子調達サービス内のマニュアルで確認してください。

- 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス

電子調達トップ > マニュアル

電子調達サービス コールセンター

電子調達サービスのシステムに関する問い合わせは、下記にお願いします。

- TEL 0570-05-1090 (ナビダイヤル)
03-5319-2825 (ナビダイヤルがご利用いただけない場合)
- FAX 03-5319-2814
- Eメール e-tokyo@n-serv.jp.nec.com

窓口時間 8時30分から17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

FAX及びEメールによるお問合せについても、ご回答は窓口時間内になります。